

社会福祉法人北区さつき会

理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法第45条の3第1項及び社会福祉法人北区さつき会定款（以下「定款」という。）第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務体系に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬、旅費及び退職手当
- (2) 非常勤の理事及び監事 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 旅費 当法人「旅費規程」に定めた額
- (3) 退職手当 別表第2に定める算式により算出される額

2 非常勤の理事及び監事に対する報酬の額は、源泉徴収税額を差し引き、理事会への出席及び監事監査1回につき5,000円とする。

3 評議員に対する報酬の額は、源泉徴収税額を差し引き、評議員会への出席1回につき5,000円とする。

4 法人職員である理事への報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし当該日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときは、

前日に支給する。)

- (2) 旅費 帰着後5日以内
 - (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後一か月以内
- 2 非常勤の理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、それぞれ理事会、監事監査及び評議員会に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨又は本人の指定する本人名義の金融機関の口座への振り込みにより支給する。(死亡により退任した者の退職手当は、その遺族に支給する。)

(報酬の額の日割り計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和元年6月14日から施行する。

別表第1

役職名	報酬の額
常勤理事	源泉徴収税額を差し引いて月額200,000円

別表第2

常勤理事の退職手当の計算式

最終報酬の月額×在職年数×0.6

※ただし限度額を500万円とする